

Ⅱ 教員組織

1. 学部・研究所の教員組織

【作成基準日：2012年5月1日（時点）】

（表2）

学部・学科等		専任教員数 *注1・2・3・10・11										助手 *注7	設置基準上 必要専任教員数		専任教員1人 当たりの 在籍学生数 ((B)/計(A)) *注9	在籍学生数 (B)	兼 任 教員数 *注4	備 考 *注5
		教授		准教授		講 師		助教		計 (A)			*注6	うち 教授数				
		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)								
文学部	英文学科	13	-	2	-	2	-	0	-	17	-	0	9	5	55.9	951	74	ティーチング*アシスタント2名
	フランス文学科	8	-	2	-	2	-	0	-	12	-	0	7	4	45.0	540	39	ティーチング*アシスタント3名
	芸術学科	10	-	2	-	0	-	0	-	12	-	0	8	4	53.2	638	58	ティーチング*アシスタント3名
文学部 計		31	-	6	-	4	-	0	-	41	-	0	24	13	51.9	2,129	171	学部全体で教学補佐5名
経済学部	経済学科	18	-	2	-	0	-	0	-	20	-	0	15	8	65.7	1,313	23	ティーチング*アシスタント3名
	経営学科	5	-	4	-	3	-	1	-	13	-	0	11	6	62.5	813	12	ティーチング*アシスタント1名
	国際経営学科	6	-	2	-	1	-	0	-	9	-	0	10	5	71.1	640	7	
経済学部 計		29	-	8	-	4	-	1	-	42	-	0	36	19	65.9	2,766	42	学部全体で研究所助手1名 教学補佐2名
社会学部	社会学科	14	-	4	-	0	-	0	-	18	-	0	13	7	57.7	1,039	39	特別ティーチング*アシスタント1名 ティーチング*アシスタント3名
	社会福祉学科	16	-	1	-	0	-	0	-	17	-	1	13	7	64.0	1,088	45	
社会学部 計		30	-	5	-	0	-	0	-	35	-	1	26	14	60.8	2,127	84	学部全体で研究所助手1名 教学補佐2名
法学部	法律学科	15	-	2	-	0	-	0	-	17	-	0	14	7	76.2	1,295	48	
	消費情報環境法 学科	9	-	6	-	2	-	0	-	17	-	0	11	6	47.4	805	20	
	政治学科	6	-	4	-	0	-	0	-	10	-	0	10	5	57.1	571	23	
法学部 計		30	-	12	-	2	-	0	-	44	-	0	35	18	60.7	2,671	91	学部全体で研究所助手1名 教学補佐3名 学部所属の特別ティーチング*アシスタント20名
国際学部	国際学科	18	-	6	-	3	-	0	-	27	-	0	12	6	44.0	1,187	62	ティーチング*アシスタント7名
	国際キャリア学科	5	-	2	-	0	-	1	-	8	-	0	8	4	11.9	95	2	
国際学部 計		23	-	8	-	3	-	1	-	35	-	0	20	10	36.6	1,282	64	学部全体で教学補佐3名
心理学部 *注8		-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	1	-	-	-	-	-	
心理学部	心理学科	7	-	7	-	1	-	0	-	15	-	0	8	4	50.4	756	24	ティーチング*アシスタント4名 特別ティーチング*アシスタント1名
	教育発達学科	10	-	3	-	1	-	1	-	15	-	3	6	3	19.9	299	21	特別ティーチング*アシスタント5名
心理学部 計		17	-	10	-	2	-	1	-	30	-	4	14	7	35.2	1,055	45	学部全体で実験助手1名 教学補佐5名 学部所属の特別ティーチング*アシスタント3名
(その他の学部教育担当組織)																		
教養教育センター		17	-	12	-	3	-	-	-	32	-	0					407	教学補佐7名
教職課程		5	-	0	-	0	-	-	-	5	-	0					25	
国際平和研究所		0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	1						教学補佐1名
キリスト教研究所		0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0						
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数													85	43				
合 計		182	-	61	-	18	-	3	-	264	-	6	240	124		12,030	929	

[注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。

網掛けの欄には計算式が入っています。

専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も、専任教員数に算入してください。ただし、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。

2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員は専任教員数に含めてください。その他、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、研究条件等において専任教員と同等の者（専任者）のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。また、専任者に該当しない特任教授等については「兼任教員数」欄に記入してください。

3 本表内では1人の専任教員を同一の課程間（学士課程間、修士課程間）に重複記入しないでください。ただし、学士課程と修士課程、修士課程と博士課程（それぞれ1専攻に限る）など、複数の課程間に重複して記入することは可能です。

4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数（併設短期大学からの兼務者も含む）を記入してください。同一の兼任教員が複数の学科、専攻を担当する場合は、それぞれ記入してください（重複可）。大学の状況によっては、学科ごとではなく学部全体、研究科全体で記述しても構いません。

5 専任教務補助員（例えば、いわゆる副手、実験補助員等）、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。また、薬学部を設置している場合には、備考欄に、実務家教員数をご記入ください。

6 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部については大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示 第175号）、専門職大学院については「専門職大学院に関し必要な事項について定める（平成15年文部科学省告示第53号）により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに、備考欄にその旨を記述してください。

7 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務に従事している助手数をすべて記入してください。（例：学部の助手であっても大学院研究科においても従事している場合、大学院研究科の助手数にも含めてください。また、修士課程、博士課程、専門職学位課程のいずれも担当している場合にも、それぞれの助手数に含めてください。）

<学部・学科等について>

8 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等の学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の学部教育担当組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。

9 「専任教員1人あたりの在籍学生数」欄には、表4（明治学院大学：表6）の在籍学生数（B）／本表の専任教員数計（A）により、算出してください。なお、「(その他の学部教育担当組織)」がある場合には、その他の学部教育担当組織に所属する教員数を各学部・学科の収容定員に応じてそれぞれに按分して算出してください。

10 「専任教員数」欄には、大学院研究科等の専任で、その研究科の基礎となる学部・学科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。（例：大学院研究科に専任教員が配置され、学部教育が専ら研究科の専任教員によって行われている場合など）

11 教育組織と教員組織が異なる場合も、大学設置基準における必要専任教員数に留意して、学部教育担当専任教員数を適切に記入してください。

【明治学院大学 注記】

1. 「助手」欄には、専任の助手の数を記入。研実助手、副手、教学補佐、専任以外の助手は対象外であるため、数には含めず、備考欄に各名称と人数を記載。

2. 本学の教育組織において、「教職課程」は「文学部」に含まれる。

2. 大学院研究科の教員組織（専門職大学院を除く）

【作成基準日：2012年5月1日（時点）】

<大学院用>

（表2 大学院）

研究科・専攻			専任教員数 *注1・2・3・13					助手 *注7	設置基準上必要専任教員数*注6			兼任 教員数 *注4	備考 *注5
			研究指導教員数		研究指導 補助教員数	計			研究指導教員数	研究指導 補助教員数			
			*注12	うち 教授数		うち 教授数	うち 教授数						
博士 前期 課程	文学研究科	英文学専攻	15	12	0	15	12	0	3	2	2	4	
		フランス文学専攻	10	6	0	10	6	0	2	2	3	4	
		芸術学専攻	10	9	0	10	9	0	4	3	2	12	
	経済学研究科	経済学専攻	18	18	1	19	18	0	5	4	4	2	
		経営学専攻	17	11	0	17	11	0	5	4	4	3	
	社会学研究科	社会学専攻	18	14	0	18	14	0	3	2	2	0	
		社会福祉学専攻	17	16	0	17	16	0	3	2	2	0	
	国際学研究科	国際学専攻	33	23	0	33	23	0	5	4	4	1	
	心理学研究科	心理学専攻	20	13	0	20	13	0	3	2	2	21	
	博士前期課程 合計		158	122	1	159	122	0	33	25	25	47	

研究科・専攻			専任教員数					助手 *注7	設置基準上必要専任教員数*注6			兼任 教員数 *注4	備考 *注5
			研究指導教員数		研究指導 補助教員数	計			研究指導教員数	研究指導 補助教員数			
			*注12	うち 教授数			うち 教授数						
博士後期課程	文学研究科	英文学専攻	15	12	0	15	12	0	3	2	2	0	
		フランス文学専攻	10	6	0	10	6	0	2	2	3	0	
		芸術学専攻	10	9	0	10	9	0	4	3	2	1	
	経済学研究科	経済学専攻	18	18	0	18	18	0	5	4	4	0	
		経営学専攻	11	11	0	11	11	0	5	4	4	0	
	社会学研究科	社会学専攻	14	14	0	14	14	0	3	2	2	0	
		社会福祉学専攻	16	16	0	16	16	0	3	2	2	0	
	法学研究科	法学学専攻	26	26	0	26	26	0	5	4	5	0	
	国際学研究科	国際学専攻	33	23	0	33	23	0	5	4	4	0	
	心理学研究科	心理学専攻	8	8	0	8	8	0	2	2	3	0	
博士後期課程 合 計		161	143	0	161	143	0	37	29	31	1		
合 計		319	265	1	320	265	0	70	54	56	48		

[注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。

網掛けの欄には計算式が入っています。

専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も、専任教員数に算入してください。ただし、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。

- 2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員は専任教員数に含めてください。その他、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、研究条件等において専任教員と同等の者（専任者）のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。また、専任者に該当しない特任教授等については「兼任教員数」欄に記入してください。
- 3 本表内では1人の専任教員を同一の課程間（学士課程間、修士課程間）に重複記入しないでください。ただし、学士課程と修士課程、修士課程と博士課程（それぞれ1専攻に限る）など、複数の課程間に重複して記入することは可能です。
- 4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数（併設短期大学からの兼務者も含む）を記入してください。同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれ記入してください（重複可）。大学の状況によっては、学科ごとではなく学部全体、研究科全体で記述しても構いません。
- 5 専任教務補助員（例えば、いわゆる副手、実験補助員等）、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。また、薬学部を設置している場合には、備考欄に、実務家教員数をご記入ください。
- 6 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部については大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示 第175号）、専門職大学院については「専門職大学院に関し必要な事項について定める（平成15年文部科学省告示第53号）により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに、備考欄にその旨を記述してください。
- 7 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務に従事している助手数をすべて記入してください。（例：学部の助手であっても大学院研究科においても従事している場合、大学院研究科の助手数にも含めてください。また、修士課程、博士課程、専門職学位課程のいずれも担当している場合にも、それぞれの助手数に含めてください。）

<大学院研究科について>

- 8 「研究指導教員」とは、大学院設置基準第9条第1項各号に掲げる資格を有する教員を指し、「研究指導補助教員」とは、研究指導の補助を行い得る教員を指します。「研究指導教員」「研究指導補助教員」については、研究指導を行っているあるいは補助しているという実態による判断ではなく、学内基準による研究指導資格あるいは研究指導補助資格の有無で判断してください。
- 9 「専任教員数」欄には、学部・学科等の専任で、大学院研究科等においても専任として授業を担当している教員数も含めて記入してください。（例：学部・学科に専任教員が配置され、大学院教育が専ら学部・学科の専任教員によって行われている場合など）

3. 専門職大学院の教員組織

【作成基準日：2012年5月1日（時点）】

<法科大学院用>

(表2 法科大学院)

専門職大学院 *注14		専任教員数 *注1・2・15										助手 *注7	設置基準上 必要専任教員数 *注6	専任教員 に占める 教授の比率 (%)	専任教員 に占める 実務家教員 の比率 (%)	備 考 *注5
		教授		准教授		講 師		助教		計 (A)						
		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)						
法務職研究科 法務専攻	専任教員	7	-	0	-	0	-	0	-	7	0				教学補佐2名 ティーチングアシスタント11名	
	専任（兼任）教員	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0					
	実務家教員	6	-	0	-	0	-	0	-	6	0					
	（みなし専任教員）	1	-	0	-	0	-	0	-	1	0					
法務職研究科法務専攻 計		14	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	8	100.0%	42.9%	
合 計		14	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0				

- [注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載し、空欄部分に数値を入力してください。
網掛けの欄には計算式が入っています。
専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も、専任教員数に算入してください。
ただし、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」については、専任教員数には含めないでください。
- 2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制専任教員は専任教員数に含めてください。その他、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、研究条件等において専任教員と同等の者（専任者）のみを「専任教員数」欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。
また、専任者に該当しない特任教授等については「兼任教員数」欄に記入してください。
- 3 本表内では1人の専任教員を同一の課程間（学士課程間、修士課程間）に重複記入しないでください。ただし、学士課程と修士課程、修士課程と博士課程（それぞれ1専攻に限る）など、複数の課程間に重複して記入することは可能です。
- 4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数（併設短期大学からの兼務者も含む）を記入してください。同一の兼任教員が複数の学科、専攻を担当する場合は、それぞれ記入してください（重複可）。大学の状況によっては、学科ごとではなく学部全体、研究科全体で記述しても構いません。
- 5 専任教務補助員（例えば、いわゆる副手、実験補助員等）、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。また、薬学部を設置している場合には、備考欄に、実務家教員数をご記入ください。
- 6 「設置基準上必要専任教員数」欄には、学部については大学設置基準別表第一、第二、大学院研究科については「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示 第175号）、専門職大学院については「専門職大学院に関し必要な事項について定める（平成15年文部科学省告示第53号）により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに、備考欄にその旨を記述してください。
- 7 「助手」欄には、所属先にかかわらず、業務に従事している助手数をすべて記入してください。（例：学部の助手であっても大学院研究科においても従事している場合、大学院研究科の助手数にも含めてください。また、修士課程、博士課程、専門職学位課程のいずれも担当している場合にも、それぞれの助手数に含めてください。）

<専門職大学院について>

- 8 専門職大学院については、既存の研究科の1専攻として置かれている場合であっても、「専門職大学院」欄に別に作表してください。
- 9 専任教員の内訳については、次の定義・名称によって作表してください。また、専任教員は①～④のいずれかに割り振り、重複のないように記載してください。
 - ①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であって、下記②～④以外の者
 - ②「専任（兼担）教員」：専門職大学院設置基準附則2により、当該大学院の専任教員であって、他学部・他研究科また当該大学院を1専攻として開設している研究科の他専攻の専任でもある者。ただし、博士後期課程の専任に算入している教員は除く。
 - ③「実務家教員」：当該大学院の専任教員であって、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者。
 - ④「みなし専任教員」：同告示同条第2項の規定により、実務家教員のうち専任教員以外の者であっても、専任教員とみなされる者。